

東海市立市民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

東海市教育委員会教育長 鈴 村 俊 二

## 東海市教育委員会規則第 5 号

### 東海市立市民館管理規則の一部を改正する規則

東海市立市民館管理規則（平成 4 年東海市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「利用日前 6 0 日から利用日まで」を削り、同項ただし書を削り、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の申込書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 自主サークル（特定の市民館において定期的に生涯学習活動を行うことを目的として組織された団体のうち、教育委員会が認めるものをいう。）に所属する者が当該生涯学習活動を行うために当該市民館を利用しようとする場合 利用日前 7 0 日から利用日まで

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 利用日前 6 0 日から利用日まで

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。